４．届出のフロー

「1.届出対象行為」に該当する行為を行う際は、以下のフローに沿って届出を行うとともに、景観形成基準に適合させる必要があります。

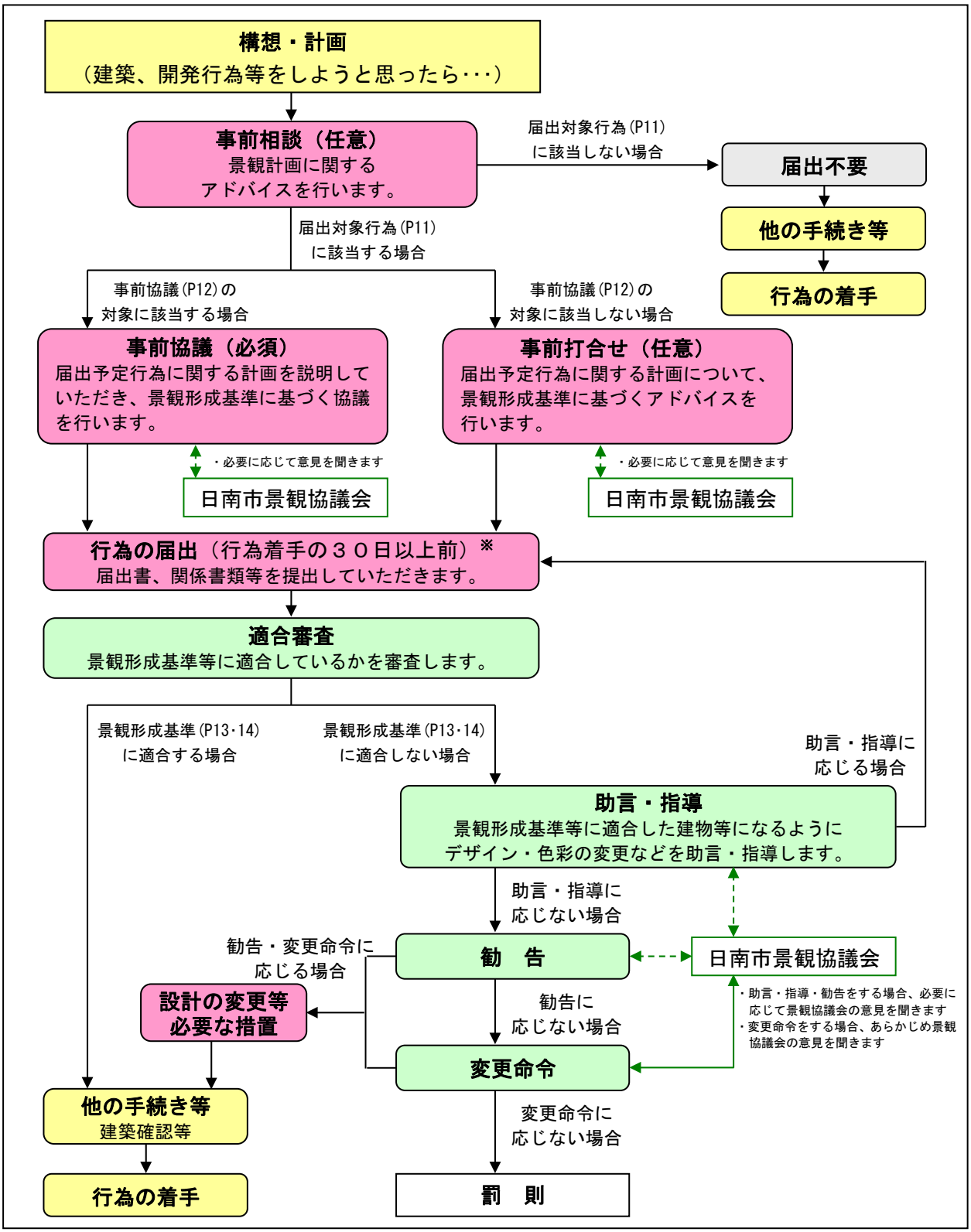

▲届出のフロー

※景観法の規定（景観法第１８条第１項）により、届出から３０日間は行為に着手できません。
ただし、審査の結果、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、着手制限の期間を短縮することができます（景観法第１８条第２項）。